

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	議会改革推進特別委員会(第11回)	会議場所	第3委員会室
		担当職員	八木
日 時	平成24年1月18日(水曜日)	開 議	午後 1 時 30 分
		閉 議	午後 3 時 13 分
出席委員	藤本 田中 酒井 眞継 中村 馬場 吉田 西口 堤 議長 副議長		
事務局	今西局長 藤村次長 阿久根係長 八木		
傍聴者	市民 1名	報道関係者	- 名
		議員	- 名( )

## 会 議 の 概 要

### 1 開議

藤本委員長あいさつ

### 2 検討結果の確認について

### 3 検討項目の協議について

[ B - 5、96条2項による議決事項の拡大 ]

<藤本委員長>

議決対象とすべき計画等について会派での検討結果の報告を願う。

<中村委員>

総合計画の基本構想及び基本計画のみとする。現在のとおり。

<吉田委員>

行財政改革プラン及び土地公経営健全化計画。市の財政面は議会のチェック機能を最も発揮すべき事項、また、土地公に限らず外郭団体の経営に関する計画も市財政への影響があり、議会の議決が必要。

<馬場委員>

行財政改革プラン、環境基本計画及び都市計画マスタープラン。

<酒井委員>

地域防災計画及び都市計画マスタープラン。ただし、都市計画マスタープランについては本年3月に策定予定であるので対象としても十分な審査ができるか疑問である。

<藤本委員長>

会派として、下水道等整備基本構想。

選定理由は。

<吉田委員>

提案した具体の2計画に関わらず、市財政に大きくかかわるものを議決の対象とすべきとし提案した。また、土地公の経営に関し、計画に基づき買戻し等を行っている旨が答弁されているが、議決されていない計画では議会への説明根拠として不十分でないかと感じている。予算執行を伴う計画等は議決を検討すべき。

<馬場委員>

行財政改革プランは市民生活を拘束する内容を伴う。環境基本計画は市が行う環境に関する施策の基本となるものである。都市計画マスタープランはまちづくり

全体との整合が必要で、議論の俎上にのせるべき。

< 酒井委員 >

地域防災計画は市民生活に直結、東日本大震災を受け計画を議会でしっかり審議すべきとの市民意見を聞いた。また、都市計画マスタープランも市民生活に直結。

< 眞継委員 >

総合計画は各行政計画を包括しているべきであると理解している。しかし、各行政計画は計画期間等で総合計画と整合が図られていない。本来的には総合計画に沿った各行政計画であるはずであるが。

< 事務局長 >

基本としてまちづくり全体を定めた総合計画の体系に基づき、各行政計画が策定されるべきである。しかし、個別の行政計画はその根拠となる法律等に基づき定められている場合等もある。総合計画との整合を図る調整は行われているとは考えるが不十分な点は否めない。また、総合計画は根拠となる法規定が削除され、条例に基づき議決しているものである。

< 酒井委員 >

行政計画の体系が整理されていないのではないかと。議決すべき計画の基準を検討すべき。

< 藤本委員長 >

行政計画は体系的に整理されているのか。

< 事務局長 >

総合計画と整合させる部分は一定の調整がなされているとは考えるが、実態としては各所管が独自に検討している部分が多いと考える。

< 堤委員 >

議会としては総合計画に対するチェックの充実を基本とすべし。議決対象として提案されている計画はこの基本に合致すると考える。

< 藤本委員長 >

総合計画については必要あらば変更されるものと理解しているが。

< 菱田副議長 >

総合計画は議決している。議決したことの重要性は認識すべし。議決するにあたって十分に審議を尽くすべき。総合計画の見直しは議会全体として取り組むべき。

< 堤委員 >

総合計画素案の作成について議会の関与は。

< 事務局長 >

審議会に3名の議員が参加している。

< 堤委員 >

素案作成に議員が参加しているならば、議会として議決することとの整合に疑問が生じる。

< 吉田委員 >

審議会に議員が参加することで矛盾が生じていると考える。審議会への議員の参加については別の課題として整理すべき。総合計画については特別委員会を設置し十分に審査して議決したものであり、議会として役割を果たしている。

< 西口委員 >

総合計画は軽々に変更すべき性質のものではない。総合計画素案作成への議員の参加は別課題として整理を。

< 眞継委員 >

総合計画と各行政計画との整合を整理したうえで議決対象を検討すべき。

< 吉田委員 >

総合計画は議決しており、これに沿ってまちづくりが進められるのは当然である。しかし行政は個別法律等に基づき運営される部分もある。議会には議決した総合計画と整合を図りながら個別の行政計画についても審議し議決する役割が存在すると考える。

< 馬場委員 >

全ての行政計画を議決することは議会側の体制を含めて無理がある。市の基本的事項であり各常任委員会で対応可能な3計画を議決対象として提案した。

< 藤本委員長 >

議決対象として提案があった行政計画について委員長において整理し、次回引き続き検討する。

< 全員了承 >

#### [ B - 6、文書質問制度の導入 ]

< 藤本委員長 >

提案者から説明願う。

< 酒井委員 >

国会では緊急時以外、内閣への質問は質問主意書によってなされることが法で規定されている。二元代表制の徹底、閉会中の質問による緊張関係の維持、質問の公開による透明性の保持を期待。事例として、基本条例で規定するものが四日市市、多摩市、伊賀市、福島町など、会議規則で規定するものが神奈川県、東京都、京都市等。議員数が多いため質問機会を確保する目的で規定されているとも考える。本市では議員個人の本会議での一般質問は保障されているが、現状確認にとどまる質問など、内容によっては文書質問が適するものがあると考えられる。文書質問を禁止する法規定はない。議会が言論によって運営される原則を侵害するものではない。閉会中の実施事例あり。濫発されることの懸念について、他市では若干そのような傾向が見られる場合がある。申し合わせ等で規制されるものであろう。課題として、記録の位置付けであるが開会中ならば会議録であろうが、閉会中ではHP。理事者側の事務量増加については協議し調整が必要。

< 藤本委員長 >

質問内容、実施時期、記録方法等様々に検討する必要がある。意見は。

< 堤委員 >

議会は言論により運営されるのが原則である。十分な検討が必要。

< 酒井委員 >

会議において十分議論することの重要性は認識している。議場で行う必要性が薄いと思われる一般質問等があると考えている。文書質問制度について「十分な検討が必要」とする部分はなにか。また、公開方法について他市ではHP上で質問、及び答弁を掲載している。

< 堤委員 >

議場で行う一般質問の重要性は認識すべき。質問内容は議員個人において責任を負うべき。

< 酒井委員 >

議場での一般質問を侵害するものではない。

<堤委員>

一般質問は本会議場で行われるべきもの。本市議会としての考え方を整理すべき。

<吉田委員>

文書質問は議場での一般質問を侵害するものではないと考える。議員の選択肢が増えるので、議会としては反対理由がないのではないか。また、理事者側の事務負担も考慮すべきで調整は必要。

<西口委員>

文書質問制度を提案された具体的な理由は、自身の経験によるものか又は他市の例によるものか。

<酒井委員>

両方である。経験として、一般質問は定例会ごとなので、関心が集中し質問が重複する場合が多い、理事者側の一定の考えを求めるだけならば3か月待たなくても済む。議員はその答弁、見解をもとに提言等が可能となる。また計画等に対する説明の答弁ならばそれらを他の議員も利用できる。

<西口委員>

閉会中に質問できることがメリットか。

<酒井委員>

閉会中に行うこととともに、計画や決定事項に対する質問は文書質問で足りると感じた。文書質問を有効に活用することで議場での一般質問に資する。

<西口委員>

現に行っている一般質問を文書で行うことは。

<酒井委員>

会期中の文書質問も行われるべきであろうと考えるが、具体内容については検討されたい。

<馬場委員>

実務面と例規面で整理が必要。また、理事者側の事務負担についても考慮すべき。

<藤本委員長>

回答期限等は。

<酒井委員>

国会における質問主意書は7日以内である。濫発による混乱は質問した議員の評価を下げることになるので想定していない。議長において整理されるべきであろう。

<堤委員>

一般質問は時間数等様々に規定している。文書質問を一般質問と位置付けると同様の整理が必要。また理事者側の事務負担も考慮すべき。

<酒井委員>

理事者側の負担も考慮すべきとする意見には同意。議会として実施の有無を検討したのち調整を行うべき。

<堤委員>

実施の決定をする前段として理事者からの意見聴取が必要。

<酒井委員>

理事者との調整の必要性は理解した。

<事務局長>

制度について理解を深められた上で再度検討してはどうか。先進事例等を調査し資料を提出する。

< 藤本委員長 >

次回、引き続き検討する。

< 全員了承 >

[ B - 7、委員会インターネット中継 ]

< 西口委員 >

議会改革でも重要なポイントである。委員会は議会において重要な議論の場であり、議案や請願の審査状況など市民が最も知りたい内容であると考ええる。機器の整備等経費を要する部分もあるであろうが、現設備で対応できる程度のものを。常任委員会のみ録画配信としてはどうか。

< 酒井委員 >

他市の例では、機器の整備についてPCを別としてカメラ等で5万程度であろう。当初は全ての委員会を配信することを考えていた。しかし、編集等を考慮すれば、体制の整備が必要であると感じている。

< 事務局 >

他市の事例、具体の課題等を説明

< 堤委員 >

本会議のインターネット中継の視聴実績は。

< 事務局次長 >

H21.9以来、累計で15,000件程度。

< 堤委員 >

反対ではない。市民のニーズも考えて検討を。

< 眞継委員 >

本特別委員会で試行してはどうか。また、委員会での議論は現に公開されているものであり、議論の方法、内容等は懸念する必要はないのではないか。

< 馬場委員 >

配信面を含め、機器については一定程度の整備が必要と推測する。また、委員会内での委員による若干逸脱するような言動も、委員長によるさらなる整理が必要と感じている。

< 吉田委員 >

委員会においては、柔軟な運営のもとに自由な議論が行われている状況が最もわかりやすく、また配信したいと考える。しかし、そのことによるデメリットも考えられる。

< 西口委員 >

常任委員会は別日開催しており公開することの利便を考慮した日程である。公開性の高い議会であるべき。

< 中村委員 >

実施を。カメラがあることによる緊張感はあろうが慣れていくと考える。

< 藤本委員長 >

次回、引き続き検討する。

< 全員了承 >

4 次回の日程及び協議項目について

< 藤本委員長 >

2月21日(火)午前10時からとする。

< 全員了承 >

5 その他

< 西口委員 >

今後の進め方について、C項目まで検討を進めたのちに新たな項目を検討されたい。  
当初に提案されている項目は、関心が強い証でもある。

< 吉田委員 >

C項目は結論まで時間がかかること等が予想される。新項目の検討を並行して進められるべき。

< 藤本委員長 >

検討の順は改めて決定する。

< 全員了承 >

散会 ~ 15 : 13